

## 児童手当現況届等についてのお知らせ

令和4年6月から、児童手当制度が一部変更となったことにより、毎年6月にご提出いただいていた現況届の提出が原則不要となりました。ただし以下の方については、必要書類の提出が必要となります。

### ①現況届等の提出が必要な方

1. 離婚協議中であり、配偶者と別居している方
2. 支給要件児童の戸籍や住民票が小松島市にない方
3. その他、小松島市から提出の案内があった方

上記のほか、離婚協議中であったが、離婚が成立したときや、児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったときなども、変更届をご提出いただく必要があります。

### ②新規認定請求書の提出が必要な方

扶養親族等の数	所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
1人 (児童1人の場合等)	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	972	1,200

昨年度の所得が、左表の所得上限限度額を上回ったことにより、児童手当等が支給されていない方で、令和6年度の所得(令和5年中の所得)が限度額を下回った場合は、新規認定請求書をご提出いただくことで児童手当等の支給を受けることができます。

なお、令和6年10月より、児童手当の制度改正が予定されています。

制度改正により左記所得制限等は撤廃の予定ですが、令和6年10月までは現行制度で運用されます。

左記に該当する方、ご不明な点がある方は、下記担当課までご連絡ください。

### 申請手続きはお済みですか?

小松島市住民税非課税世帯等  
臨時特別給付金

小松島市低所得の子育て世帯こども加算  
給付はまもなく申請期限を迎えます

#### 支給対象世帯

令和5年度小松島市住民税非課税世帯臨時特別給付金(7万円)または、小松島市物価高騰対応住民税均等割世帯臨時特別給付金(以下、「基本部分」と表記)の給付対象であり、令和5年12月1日時点において、18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降)を扶養している世帯。(5月末までに基本部分を受給済みで「こども加算」対象と思われる方には、案内を送付しています。ご確認ください。)

令和5年12月2日から令和6年5月31日までに生まれた新生児、別世帯であるが扶養している児童がいる場合は、申請により本給付金の対象となる場合があります。

申請書の様式など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

市ホームページ

#### 受給額

児童一人当たり5万円

#### 申請期限

6月14日(金)まで

※ご不明な点は、担当課までお問い合わせください。



未就学のお子さんの  
子育てのちょっとしたこと

子育て応援教室「HUGくみ」でお話してみませんか?

「HUGくみ」では、利用者支援員(保育士等有資格者)が保護者の方の育児相談をうけ、ご家庭ひと組ひと組を継続的にサポートします。ご利用は事前予約制で一家庭ごとに個別対応をしております。子育てのちょっとしたお悩み(子どもとの接し方がわからない・育児に疲れやストレスを感じるなど)も気軽にご相談ください。また、育児の息抜きに子育て応援教室「HUGくみ」をご利用ください。(オンラインでも相談ができます。)

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

■対象 未就学児(0~5歳児)および対象児童の保護者

■日程 毎週火曜日・木曜日

■場所 児童福祉センター(和田島町字明神北130)

午前9時から午後3時まで(予約制)

問 市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口) ☎32・2114/FAX32・3738

✉jidoufukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

